

八戸市博物館展示等リニューアル業務委託仕様書

1. 業務名

八戸市博物館展示等リニューアル業務委託

2. 業務の対象

施設名称：八戸市博物館

住 所：青森県八戸市大字根城字東構 35- 1

施設用途：博物館

対象範囲：[1 階] 玄関ホール・収蔵庫・廊下・風除室

[2 階] ホワイエ・常設展示室・特別展示室・講義室・渡り廊下

3. 業務内容

本業務は、八戸市博物館の展示等リニューアルにあたり下記の業務を行うものである。

本業務については、発注者と密に連携し協議・確認のうえ実施すること。

詳細については、別添の設計図書（図面等）による。

（1）展示物等（パネル・映像・グラフィック等）の制作・設置。

（2）施設案内のサイン等の制作・設置。

（3）著作物の借用・使用等に係る申請手続きと、発生する料金の支払い。

※市より、借用・使用等に係る申請をすることで手続きや費用面での負荷を軽減できる場合は、対応を協議する。

（4）展示演出等の設備・電気機器装置・映像音響機器・照明システム及び照明機器等の調達と設置。

（5）成果品とりまとめ

① 竣工図 3 部（A3 版）

② 委託業務に係る関係資料 1 部 ※工程表、会議録等

③ 上記のデータを記録した CD-R 等の電子媒体一式

※このほか、八戸市との協議により必要とした資料が生じた際には、あわせて 1 部提出すること。

※提出があった成果品について補正事項があった場合は、市の指示に従い、遅滞なく補正し再提出しなければならない。

4. 業務期間

契約締結日から令和 10（2028）年 3 月 31 日（金）まで

5. 業務実施にあたっての留意事項

(1) 法令等の遵守

受注者は本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 業務担当者

業務全体を管理・統括する業務責任者及び業務担当者を置くこと。市との連絡は、原則としてこの業務担当者を通して行うものとする。

(3) 秘密の保持

本業務で知り得た一切の情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

6. その他

(1) 受託者は業務着手時に作業工程表を提出すること。

(2) 成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利は、著作権法の定めるところによるものとする。

(3) 成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とする。

(4) 仕様書に定めていない事項については、協議の上、決定すること。

(5) 作業が完了した時は、速やかに成果品を添えて業務完了届を市に提出し、検査を受けること。